

## 県の責務内容と「県の施策10か条」

条 文
<p style="text-align: center;">（県の責務）</p> <p>第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p>
<p style="text-align: center;">（教育機関等の役割）</p> <p>第8条 教育機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（経営の革新等）</p> <p>第11条 県は、中小企業・小規模企業の経営の革新、経営基盤の強化、創業及び新たな事業の創出を促進するため、相談及び支援の体制の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保）</p> <p>第12条 県は、中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び取引拡大の支援のため、取引機会の提供、相談及び支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進）</p> <p>第13条 県は、中小企業・小規模企業の技術及び新商品の開発等の促進を図るため、産学官金の連携の促進、企業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（資金の供給の円滑化）</p> <p>第14条 県は、中小企業・小規模企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業・小規模企業を対象とする融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進）</p> <p>第15条 県は、中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、勤労観・職業観の醸成、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）等に配慮した中小企業・小規模企業の雇用環境の整備の促進を図るため、情報の提供、経営管理者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（産業の集積等）</p> <p>第16条 県は、地域特性に応じた産業の集積等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、県内への企業の立地の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（商業の振興等）</p> <p>第17条 県は、商業の振興等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、商店街の活性化、まちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（地域資源の活用等）</p> <p>第18条 県は、多様な地域資源の活用等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、農商工等連携（中小企業・小規模企業と農林漁業者との連携をいう。）による事業活動の促進、技術の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

## 条 文

### （事業承継への支援）

第19条 県は、中小企業・小規模企業が円滑に事業の承継を行うことができるよう、後継者の育成の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （災害発生後における支援）

第20条 県は、中小企業・小規模企業が東日本大震災からの復興を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

### （小規模企業者への配慮）

第21条 県は、第11条から前条までに掲げる施策を講ずるに当たっては特に小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （市町村への支援）

第22条 県は、市町村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、必要に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

### （計画の策定）

第23条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表するものとする。

2 知事は、前項の計画に基づく施策の実施に当たっては、あらかじめ、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

### （施策の実施状況の公表）

第24条 知事は、毎年度、前条の計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2 知事は、前項の検証に当たっては、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴くものとする。

### （財政上の措置）

第25条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。